

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にある外国人観光客について、県内宿泊施設等の利便性向上及び外国人観光客の満足度向上を目的とし、県内宿泊事業者等が行う他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備に対して、予算の範囲内で外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。補助金の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「県内宿泊事業者等」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、宮城県内において、宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。）を経営する者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により届出された住宅宿泊事業の用に供する施設を経営する者及び知事が特に認める集客力の高い観光集客施設を経営する者をいう。ただし、国、地方公共団体、健康保険組合等の公的機関が出資設立、運営している場合を除く。

(交付対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象者、補助金の額、補助対象経費等は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 この要綱に基づき補助金交付の申請を行う県内宿泊事業者等（以下「申請者」という。）は、公募による企画提案書の審査により決定することとし、その要領は別に定める。

- 2 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表2のとおりとする。
- 4 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 6 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更

ロ 補助事業の内容の重大な変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、様式第4号によるものとし、必要に応じ別途知事が指示するところにより提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、様式第5号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第5号一別紙1）

(2) 補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し等）及び写真

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の2月末日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 補助事業者は、第4条第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第6号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第7号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産を善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

い。

- 2 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
 - 一 不動産及びその従物
 - 二 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備・備品
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、第3項の承認をしようとする場合において、別表3に定める金額を県に納付させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 補助対象者、補助金の額、補助対象経費等（第3条関係）

補助対象者	補助金の額	補助率	補助対象経費	留意事項
<p>県内宿泊事業者等</p>	<p>【上限額】 2,000千円</p>	<p>2/3</p>	<p>県内宿泊施設等の利便性向上及び外国人観光客の満足度向上のため、県内宿泊事業者等が行う他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備に係る経費</p> <p>①デジタル技術を活用した多言語化整備のための設備導入費</p> <p>②その他、外国人観光客の受入環境整備に効果的な取組のための設備導入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi整備については、Wi-Fi6以上の規格に準拠したものとし、左記取組を実施するに当たり、事業効果を高めることを目的とし、左記取組の整備範囲内で付随して行う部分についてのみ補助対象とする。 ・補助対象経費は、新たに設置する物に係る経費のみを対象とする。
<p>備考</p> <p>(1) 補助下限額は設けない。ただし、千円未満は切捨とする。</p> <p>(2) 対象経費を算出する際、県内宿泊施設が複数ある場合、合算することができる。</p>				

別表 2 補助金交付申請書添付書類（第 4 条関係）

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書、誓約書（様式第 1 号－別紙 1～2） 2 直近 1 年間の決算書の写し（申請者が個人事業者の場合を除く。） 3 交付申請に係る施設が、補助対象者に該当することが確認できる書類（旅館業営業許可証の写し、住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法に基づき届出を行ったことを確認できる書類等、観光施設はパンフレット等） 4 設備等を導入する施設の位置図（パンフレット等） 5 設備等に要する経費が確認できる書類（見積書、明細書等） 6 補助対象財産の位置を図示した図面及び写真（住宅宿泊事業者の場合は、宿泊者の使用に供する部分と住居の部分の区分が分かる図面等） 7 法人の場合は定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票抄本 8 納税証明書（税目：全ての県税） 9 その他知事が必要と認める書類
------	---

別表 3 財産処分時の財産処分納付額（第 1 1 条関係）

財産処分納付額	<ol style="list-style-type: none"> 1 有償譲渡に係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額（ただし、当該譲渡額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。 2 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。 3 担保に供する処分における担保権実行時の納付額は、1 における有償譲渡の場合と同じ額とする。
---------	--

様式第1号（第4条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年度において外国人観光客受入環境整備モデル事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

○添付書類（各1部）

- (1) 事業計画書、誓約書（様式第1号一別紙1～別紙2）
- (2) 直近1年間の決算書の写し（申請者が個人事業者の場合を除く。）
- (3) 交付申請施設が、補助対象施設に該当することが確認できる書類
（旅館業営業許可証の写し、住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法に基づき届出を行ったことを確認できる書類等、観光施設はパンフレット等）
- (4) 設備等を導入する施設の位置図（パンフレット等）
- (5) 設備等に要する経費が確認できる書類（見積書、明細書等）
- (6) 補助対象財産の位置を図示した図面及び写真
（住宅宿泊事業者の場合は、宿泊者の使用に供する部分と住居の部分の区分が分かる図面等）
- (7) 法人の場合は定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票抄本
- (8) 納税証明書（税目：全ての県税）
- (9) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 事業者の概要

事業者名			
所在地			
代表者		資本金又は出資金	円
業種		従業員数	人
連絡先	【部署名】	【担当者名】	
	【電話】		
	【FAX】	【E-mail】	

2 事業の概要

現状・これまでの取組	
課題	
新しい取組 (事業内容)	
期待される効果	

3 施設の概要

施設名称			
施設所在地			
しゅん工年月	年 月 (築 年)	建物構造区分	[] 造 [] 階建
施設規模	客室数 [] ・宴会場数 [] ・会議室 [] 延べ面積 [] (※建築物の各階の床面積の合計を記入)		
外国人宿泊者数 外国人観光客入込数	年 [] 人 ・ 年 [] 人 ※暦年で直近2カ年		

4 事業経費

(単位:円)

内容 (設置場所、仕様、数量等)	補助事業に 要する経費 (※1)	補助対象経費 (a) (※2)	申請額 ((a) × 2/3) (※3)
合 計			

(※1) 「補助事業に要する経費」とは、事業者が事業を行うために必要な経費 (税込み)

(※2) 「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうち補助対象の経費 (税抜き)

(※3) 「申請額」は、千円未満を切り捨てて記載すること。

5 事業スケジュール

施 工 時 期 等	施工業者等との契約予定年月	年 月 (※交付決定日以降とします。)
	購入 (着工) 予定年月	年 月
	設置 (しゅん工) 予定年月	年 月
	利用開始予定年月	年 月
購入業者 (施工業者等) への 予定支払年月 (事業完了予定日)		年 月 日 (※交付決定年度の2月末日以前とします。)

令和 年 月 日

誓約書

宮城県知事 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

私は、外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金を申請するに当たり下記の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（補助金の取扱い）

- 1 補助金で整備予定の宿泊施設や設備等については、他補助事業とは併用しません。
- 2 補助金で整備予定となっている宿泊施設や旧設備等については、次のいずれかに該当します。
 - （1）他補助事業を活用して、整備したことはありません。
 - （2）他補助事業を活用して整備しましたが、財産処分に係る承認を受けています。
- 3 事業内容や金額変更、完了時期の遅延が予想される時点で、速やかに県に相談します。
- 4 補助金で整備した財産は、補助金交付要綱第11条に基づき、適切に財産管理処分を行います。

（暴力団の排除）

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1）暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団又は暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - （3）暴力団又は暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - （5）暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団又は暴力団員等の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - （7）暴力団員又は暴力団員等と密接な交友関係を有する者
- 2 上記1（1）から（7）までに掲げるものを下請契約の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったときは、当該申請等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、警察に通報します。

様式第2号（第6条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業変更承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定された外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

○添付書類

事業計画書（様式第1号－別紙1）

（注）変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定された外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

様式第4号（第7条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業状況報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定された外国人観光客受入環境整備モデル事業の実施状況について、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

（注） 事業遂行の経過及び今後の見通しを簡明に記載すること。

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

様式第5号（第8条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定された外国人観光客受入環境整備モデル事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

○ 添付書類

- （1）実績報告書（様式第5号一別紙1）
- （2）補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し等）及び写真
- （3）その他知事が必要と認める書類

実績報告書

施設名称			
施設所在地			
施設規模	客室数〔 〕・宴会場数〔 〕・会議室〔 〕 延べ面積〔 〕(※建築物の各階の床面積の合計を記入)		
事業内容及び 本事業を通して 期待される効果			
内容(設置場所、仕様、数量等)	補助事業に 要する経費 (※1)	補助対象経費(a) (※2)	申請額 ((a) × 2/3) (※3)
合 計			

- (※1)「補助事業に要する経費」とは、事業者が事業を行うために必要な経費(税込み)
- (※2)「補助対象経費」とは、補助事業に要する経費のうち補助対象の経費(税抜き)
- (※3)「申請額」は、千円未満を切り捨てて記載すること。

事業スケジュール

施 工 時 期 等	施工業者等との契約年月日	年 月 日 (※交付決定日以降とします。)
	購入(着工)予定年月	年 月 日
	設置(しゅん工)予定年月	年 月 日
	利用開始予定年月	年 月 日
購入業者(施工業者等)への 支払年月日(事業完了日)		年 月 日

様式第6号（第9条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業補助金請求書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定された外国人観光客受入
環境整備モデル事業について、下記のとおり金 円を交付されたく請求します。

記

- | | | | |
|---|---------|------|---|
| 1 | 確 定 額 | 金 | 円 |
| 2 | 請 求 金 額 | 金 | 円 |
| 3 | 支 払 方 法 | 口座振替 | |

- (1) 金融機関名 _____
- (2) 本店・支店（店舗名）の別 _____
- (3) 当座・普通の別 _____
- (4) 口座番号 _____
- (5) 口座名義人カナ _____

様式第7号（第10条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業に係る消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定された外国人観光客受入環境整備モデル事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

金 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金に消費税及び地方消費税率を乗じた金額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではないので注意すること。

様式第8号（第11条関係）

外国人観光客受入環境整備モデル事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
名称

令和 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました外国人観光客受入環境整備モデル事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）